

平成 22 年 5 月 26 日

## 本校における生徒の夏服について

金沢大学附属高等学校

6月1日から夏服になりますが、本校における生徒の夏服の規定が改訂され、15年目になり、その経緯、趣旨、決定の内容がよく理解されなくなっている面があるようなので、当時の資料をそのまま載せますので、夏服自由化の趣旨を今一度確認して欲しいと思います。これを読めば、自由化が単なる自由化ではなくて、明確な目的を持った自由化であることが判ると思います。生徒諸君の自覚ある行動を期待します。

十数年前から夏服の機能面、衛生面に対する不満の声が強くなり、夏服を改定してほしいという希望から、次第に夏服の自由化にと生徒の要望が強くなっていきました。各回生が種々の運動をし、時間切れで結論が得られないということが何年か続きました。それを受けて教員側にも制服問題検討委員会が作られ、長期間検討を続け試行も行いました。そして結論を得て、生徒集会を開き、当時副校長の松田章一先生から、生徒向けに以下の決定内容を伝達しました。

(以下読み上げ原稿原文のまま)

### 学校における服装についての決定と説明（平成 7 年 5 月 21 日生徒集会）

- 1 平成 6 年 6 月 18 日の生徒集会で、平成 6 年 6 月 27 日から 9 月 30 日まで、夏服の自由化試行の実施を決定通知しました。  
その折、「学校の教育目標にある品性の陶冶に反することのないよう」「県内の高等学校へ悪影響を及ぼさないこと」「その他問題が生じないように」という三つの希望を付記しました。
- 2 この試行に対しては、生徒・保護者・近隣町内会・マスコミなどから、多大の反応があり、賛否こもごもで、誠に手厳しい反対意見もありましたが、全体としてみれば好評をもって迎えられたといえます。
- 3 生徒指導部では、試行以後、各方面にアンケートを求め、また、教官会議でも何度も意見を徴集した結果、機能面では賛成だが、精神面での問題があると指摘されました。
- 4 6 年度後期生徒会が、この試行を受けて制服問題に関し、多くの時間をかけて精力的に取り組んでくれたことに感謝します。
- 5 学校としては、この試行を参考に年度内に結論を下そうと、制服問題検討委員会を設置しましたが、年度末の様々な行事に忙殺され、今年度に持ち越されました。
- 6 今年度に入り、生徒間に夏服自由化推進委員会(ナジスイ)やその他のグループが

組織され、熱心な討議があったことも承知しています。

7 こうした経緯を経て、5月19日の臨時教官会議で、次のように決定しましたので通知連絡致します。この決定は、あなた方の昨年の自由化試行の結果と、それに連なる長時間の討議を重大に受けとめて決定したものです。もう少し時間をかけてほしいという意見もありましたが、夏服に関する検討は、十分討議されたと判断し、また時間的にも限度にきていると考えました。

8 はじめに教官会議の決定を言い、次にその説明をします。

「本校における夏服は、生徒自らの判断で、本校の学校生活にふさわしい服装の着用を認める。従来夏服規定は、これを適用しない。」

9 以下、これについての説明をします。

「本校」というのは、いうまでもなく、金沢大学教育学部附属高等学校のことです。

「生徒自らの判断で」というのは、金沢大学教育学部附属高等学校の生徒としての、あなたがた一人一人の自主自律の精神にのっとりた品性、美意識、人生観から生じる判断力ということです。人類の歴史の中で、服装はきわめて文化性の深いものであり、人格表現としても重要なものでありました。いわゆるTPOを考慮しての服装を決める力を養うことは、若い時代に学ぶことの一つだと思えます。

「本校の学校生活」というのは、金沢大学教育学部附属高等学校にかかわる空間的・時間的範囲を含みます。

「ふさわしい」というのは、昨年の試行結果について保護者などから寄せられた反対意見を勘案したもので、「華美な服装、装身具、化粧、頭髪などの自由化ではない」という意味です。このことは、制服問題検討委員会、教官会議などでも大いに討議されたところでありますが、賛否両論決することが出来ませんでした。しかし、この件で、本論の夏服自由化の結論が出来なくなつては、せっかくの試行の意義がなくなりますので、この件を切り離して決定したわけです。理解してください。

「本校における夏服は」とありますから、冬服についても、当然検討しなければなりません。上田先生(注:平成10年3月退任)を委員長とする制服問題検討委員会が、その任に当たっています。生徒諸君の意見も聞かせてほしいと思えますし、「ナジスイ」が「フジスイ」となって更に有意義な意見を寄せていただきたいと思います。

10 「従来夏服規定は、これを適用しない」といいましたが、従来制服を廃止したわけではありませんので、これを着用することは少しもかまいません。

11 この制服自由化問題は、自由気ままにファッションナブルな着物を着るためのものではなく、「明るく快適な学校生活を過ごそう」というためのものです。その意図を互いに確認しあって、よりよい制度に築き上げたいと思えます。